

平成 28 年 10 月 31 日

各社会福祉施設長 様  
各事業所長 様

健康福祉局長  
子ども青少年局長  
防災危機管理局长

社会福祉施設等における利用者の安全確保及び  
非常災害時の体制整備の強化・徹底について（依頼）

日ごろは本市福祉行政にご理解ご協力を賜りましてありがとうございます。

8 月の台風 10 号に伴う暴風及び豪雨により、岩手県内の認知症高齢者グループホームにおいて多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害が発生いたしました。この被害を受け、厚生労働省から別添のとおり通知がありましたので、各施設におかれては以下の点にもご留意いただきながら、適切にご対応くださいますようお願いいたします。

1 非常災害対策計画の策定について

社会福祉施設等については、施設種別ごとに本市が定めた施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等（以下「基準条例等」と言います。）において、非常災害に関する具体的な計画（以下「非常災害対策計画」と言います。）を定めることとされています。この計画は、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画を定めることを想定しており、必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はありませんが、水害・土砂災害、地震等地域の実情にも鑑みた災害にも対処できるものとする必要があります。そこで、各施設において非常災害対策計画の内容についてご確認をお願いします。特に、浸水想定区域内（注 1）に存する施設については水害対策にかかる項目を、土砂災害警戒区域内（注 2）に存する施設については土砂災害対策にかかる項目を確認していただきますようお願いいたします。なお、計画の見直しに当たっては、添付の「非常災害対策計画作成の手引き（水害編、土砂災害編）」をご参照ください。

また、同様に基準条例等において実施が定められている避難訓練についても、それぞれの災害にかかる訓練を実施していただきますようお願いいたします。

なお、これらの区域に該当するかどうかは、本市が作成した「あなたの街の洪水・内水ハザードマップ」及び愛知県が作成した「愛知県土砂災害情報マップ」でご確認く

ださい。

**参考 URL**

- ・名古屋市あなたの街の洪水・内水ハザードマップ

<http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/20-2-6-6-0-0-0-0-0-0.html>

- ・愛知県土砂災害情報マップ

<http://sabomaps.pref.aichi.jp/portal/showmap.php>

(注1) 浸水深0.5m以上

(注2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

2 情報の把握及び避難の判断について

添付のパンフレット（本市防災危機管理局作成）に、防災情報を入手するための様々な手段が掲載されています。こうした手段を活用し、情報把握に努め、利用者の安全を確保するための行動をとるよう非常災害対策計画の策定をお願いします。

3 本市における状況の把握について

非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況等について、年末時点の状況を把握し、厚生労働省へ報告することとなっております。該当の施設にあっては、あらためて通知をさせていただきます。

4 浸水想定区域内の施設について

水防法では、浸水想定区域内（上記注1に同じ）に存し、名古屋市地域防災計画（注3）にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（社会福祉施設等）の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を図るための計画を作成するとともに、訓練の実施等に努めなければならないと定められています。

なお、平成27年の水防法改正に伴い、順次浸水想定区域や対象施設の見直しが行われる予定であり、該当の施設にあっては、あらためて通知をさせていただきます。

**参考 URL**

- ・名古屋市地域防災計画付属資料編計画資料89-2

<http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-2-4-0-0-0-0-0-0-0.html>

(注3) 名古屋市地域防災計画とは、市域にかかる防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について定める総合計画です。

健康福祉局介護保険課推進係 担当：西村、小泉 電話052-972-2591  
指導係 担当：長谷川、藤井 電話052-972-2594  
防災危機管理局危機管理企画室 担当：丹羽、池平 電話052-972-3527